被扶養者認定事務取扱基準の一部を変更します。

被扶養者の認定及び取消については、熊本県市町村職員共済組合被扶養者認定事務取扱基準(以下「取扱基準」という。)に基づき認定等事務を行っていますが、令和3年4月1日より取扱基準を一部変更しますのでお知らせします。 取扱基準の主な変更点は次のとおりです。

1. 認定対象者が父母(夫婦)の場合の認定基準額の変更

- ① 父母とも公的年金受給者でない場合は、288万円から260万円
- ② 父母いずれかが公的年金受給者及びその配偶者が公的年金受給者ではない場合は、288万円から 310 万円
- ③ 父母ともに公的年金受給者の場合は、288 万円から **360 万円**
- (注)「(夫婦)」は、三親等内親族の夫婦をいいます。

※認定対象者が父母(夫婦)の場合の認定基準額及び認定可否については、下表のとおりです。

○認定対象者が父母(夫婦)の場合の認定基準額及び認定可否一覧表

(○認定·×不認定)

	父母いずれか(A)	Aの配偶者(B)	認定基準額	被扶養者認定の可否	
	年間収入推計額①	年間収入推計額②	(1) + (2)	(A)	(B)
父母ともに 公的年金受給者	130万円未満	130万円未満	260万円未満	0	0
	130万円以上	130万円未満	260万円未満	×	0
ではない場合	130万円以上	130万円未満	260万円以上	×	×

	父母いずれか(C)	Cの配偶者(D)	認定基準額	被扶養者認定の可否	
	年間収入推計額③	年間収入推計額④	3+4	(C)	(D)
父母いずれか(C)が 公的年金受給者及び その配偶者(D)が 公的年金受給者 ではない場合	180万円未満	130万円未満	310万円未満	0	0
	180万円未満	130万円以上	310万円未満	0	×
	180万円以上	130万円未満	310万円未満	×	0
	180万円以上	130万円未満	310万円以上	×	×
	180万円未満	130万円以上	310万円以上	×	×

	父母いずれか(E)	Eの配偶者(F)	認定基準額	被扶養者認定の可否	
	年間収入推計額⑤	年間収入推計額⑥	5+6	(E)	(F)
父母ともに	180万円未満	180万円未満	360万円未満	0	0
公的年金受給者	180万円以上	180万円未満	360万円未満	×	0
の場合	180万円以上	180万円未満	360万円以上	×	×

2.別居者への金銭援助の考え方

金銭援助は、被扶養者の毎月の生活を経済的に支援する資金であることから、援助方法は金融機関等からの振込とし、組合員から被扶養者の口座へ定期的に継続して送金していることが必要になります。

このため、手渡しによる金銭援助の場合は、確認が取れないため認められません。 また、別居者が**複数人の場合は、各別居者に対する金銭援助額**の確認をします。

3.別居者への金銭援助の計算方法

最低援助額(月当たり)

別居の認定対象者の前年収入年額×50%÷12ヶ月【千円未満切捨】

※この算式で計算した金額が 25,000 円に満たない場合 (前年収入年額がない場合を含む。) は 25,000 円

4.恒常的な収入について

該当する収入に「特別障害給付金」を追加

5.取扱基準の変更に伴う周知期間等について

認定基準の変更(**上記 1.のみ適用**)に伴う<u>周知期間を令和3年4月1日より9月3</u>0日までとし、10月1日以降は、変更後の取扱基準により認定等事務を行うこととします。

○認定取消申請の場合

認定取消となる対象者については、「**令和3年度被扶養者資格確認調査**」により確認を行い、令和3年10月1日で取消とします。

○認定申請の場合

被扶養者としての要件を備えることとなった認定対象者は、令和3年4月1日で認定とし、届出が扶養の事実が生じた日の翌日から起算して30日以内(初日不算入)になかった場合は、届出日の属する月の1日で認定します。

「こちらをクリック↓」

熊本県市町村職員共済組合被扶養者認定事務取扱基準(令和3年4月1日施行)

【被扶養者認定等事務に関するお問い合わせ先】 福祉課 TEL 096-365-1900